

◆**目 的**

市内における空き家の有効活用に資するために、空き家の所有者等が売買や賃貸を目的として市内施工業者に依頼して行うリフォームや除却工事に対して助成金を交付する。

◆**対象空き家**

可見市に所在する空き家のうち、過去に可見市空き家活用促進（空き家リフォーム等）助成事業の交付を受けておらず、かつ、次の要件のいずれか一つを満たしていること。

- ◇入居者又は入居予定者が決定している空き家
- ◇土地の売買・賃貸目的で除却する空き家（可見市空き家・空き地バンクに登録または売買・賃貸目的でインターネット等に掲載されている物件であること）

※入居者＝所有者との賃貸借契約の締結により空き家を賃借することが決定している者又は売買契約の締結により新たに空き家の所有者になることが決定している者

※入居予定者＝賃貸借契約又は売買契約が未締結の場合で、空き家の賃貸借又は売買に係る所有者の同意が書面により得られており、工事が完了するまでに賃貸借契約又は売買契約が締結できる者

◆**対 象 者**（※以下の要件をすべて満たしていること）

- ◇工事を行う空き家の所有者又は入居者、もしくは入居予定者
- ◇可見市の市税を滞納していない者

※所有者＝空き家に係る所有権又は売買もしくは賃貸を行う権利を有する者

◆**対象工事**（※以下の要件をすべて満たしていること）

- ◇空き家や外構の修繕、模様替え、改築又は除却等を行う工事
ただし新築、増築、太陽光発電設備、公共下水道への切り替え工事、植栽、造園、塀及びさく等の築造工事は対象外
- ◇工事費が50万円以上（消費税を除く。以下同じ。）となる工事
- ◇申請日の属する年度の2月末日までに完了届を提出できる工事
- ◇空き家の住宅リフォーム等で入居者及び入居予定者が申請する場合は、空き家の賃貸借契約又は売買契約を締結した日の属する年度の翌年度の2月末日までに完了届を提出できる工事
- ◇工事着手前の工事
- ◇市内に本社を有する事業所や市内で事業を営む個人事業者に依頼して行う工事
- ◇宅地建物取引業者がその業の目的のために行うものではない工事
- ◇他の制度により補助を受けていない工事

◆**助 成 額**

工事費の10分の1に相当する額（千円未満切り捨て）で、10万円を限度とする。ただし、昭和56年5月31日までに着工した住宅を解体する場合に限り、工事費の10分の3に相当する額（千円未満切り捨て）で、30万円を限度とする。

◆**各種期日**

- ◇申請期限は工事契約後30日以内。
- ◇完了届の提出期限は工事完了後30日以内かつ2月の末日まで。
- ◇予算の範囲内の助成となるため、予算が無くなり次第終了します。（先着順）

◆提出書類等

◇交付申請書の提出

工事着工前に以下の様式及び添付書類を提出する。

- ①交付申請書（様式第1号）
- ②工事契約書の写し
- ③工事概要書（見積りの写し等の工事内容等が判るもの）
- ④工事箇所の図面（立面図、平面図）
- ⑤工事箇所の写真（施工前の状況が分かるもの）
- ⑥改修工事施工同意書（様式第2号、ただし対象となる空き家または敷地の権利者が他に居る場合）
- ⑦売買・賃貸を目的として公表されているインターネット等の画面の写し（可児市空き家・空き地バンクの登録物件の場合不要）
- ⑧上記のほか市長が特に必要と認めるもの

◇内容変更がある場合（増額変更も対象）

申請内容に変更がある場合は、以下の様式及び添付書類を提出する。

- ①変更申請書（様式第3号）
- ②変更契約書の写し（作成していない場合は工事等証明書）
- ③工事内容が変更の場合は工事概要書（見積書の写し）

◇工事完了届の提出

工事が完了したら、以下の様式及び添付書類を提出する。

- ①工事完了届（様式第4号）
- ②解体工事代金領収書の写し
（完了届提出時に、申請者が解体工事業者に解体工事代金を支払った事が証明できないと市が助成金を支払うことができません）
- ③工事箇所の写真（施工前と同じ箇所）
- ④交付請求書（様式第5号）
※請求書は可児市より交付額確定通知書を受理した後に提出して下さい

◆手続きの流れ

- ①必要な書類を添えて施設住宅課へ申請（上記交付申請書の提出参照）
- ②審査（申請書類及び現地調査）
- ③助成金交付指令書の送付
- ④工事着工
- ⑤工事完了
- ⑥工事完了届の提出（上記完了届の提出参照）
- ⑦審査（書類及び現地調査）
- ⑧交付額確定通知書の送付
- ⑨請求書の提出
- ⑩助成金交付